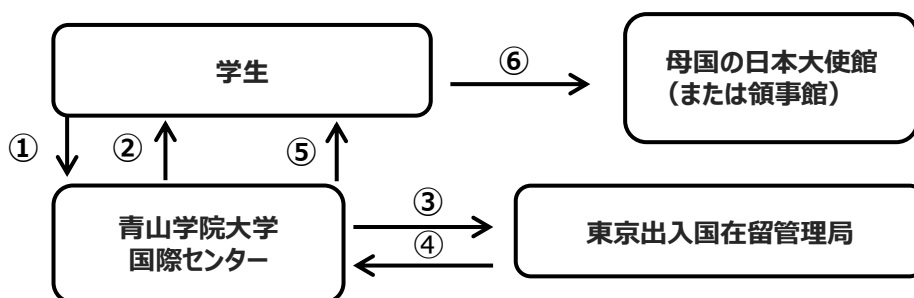


在留資格「留学」を取得するためのご案内

在留資格認定証明書と在留資格「留学」について

- 日本の在留資格を有していない場合、本人または日本在住の代理人が、地方出入国在留管理官署に「在留資格認定証明書」の交付申請を行い、取得後、本人が母国の日本国大使館または領事館において在留資格「留学」の査証の発給申請を行う必要があります。「在留資格認定証明書」の取得は、申請から約2～3ヶ月の期間を要するため、できるだけ早めに申請手続きを行ってください。「在留資格認定証明書」の有効期限は発給から3か月です。
- 大学による代理申請を希望する場合、以下の手順に従って準備、対応してください。本学にて東京出入国在留管理局へ申請を行います。なお、在留資格認定証明書の審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学が責任を負うことはできません。
- 学部生、大学院生ともに、復学の意味確認のための書類が学務部教務課・学務課から、国内保護者等宛に郵送されます。国内保護者等とも連絡を取り、大学からの書類が確認できるようにしてください。
- 大学による代理申請を希望せず、日本在住の代理人（本人の親族や経費支弁者）による申請を希望される場合は、大学作成の所定の書類が必要なため、復学者本人が速やかに所属キャンパス国際センターへ連絡してください。

大学による代理申請を希望する場合の来日までの流れ



- ① 国際センターに、代理申請を希望する旨を次頁別表記載の **A「在留資格認定証明書」**代理申請依頼フォーム入力にて連絡したうえで、同表記載の必要書類 **B～J** を揃え、全てのデータをメールで送信します。

下記の書類の書式に注意ください（修正作業が発生する場合があります）。

- ・別表 **B「在留資格認定証明書交付申請書」**：**Excel 形式**
- ・別表 **E「復学を希望する理由書」**：**Word 形式**
- ・別表 **B、E 以外**：なるべく**カラーのスキャンデータ（PDF）**

※ すべての提出物について、書類原本を必ず手元に保管しておくこと。

※ 「送付締切日」厳守はもちろんのこと、締切日に関らず、復学を決定した時点で早めにデータを提出することが望ましい。

〈データ送付締切日〉

後期復学希望者： 締切 6月10日

前期復学希望者： 締切 12月10日（申請は11月から可能なため、早めの提出をお勧めします）

- ② 国際センターで届いた書類のデータを確認し、必要に応じて修正や追加などの指示をしますので、それに従い書類を準備します。
- ③ 必要書類データが揃ったら、国際センターが東京出入国在留管理局へ在留資格認定証明書の発給を申請します。
- ※ 通常、審査結果が出るまで約2～3ヶ月かかります。
- ④ 申請内容に問題がない場合は、在留資格認定証明書が発給（または審査の結果が通知）され、国際センターに届きます。
- ⑤ 国際センターが、在留資格認定証明書（または審査の結果通知）のデータを、学生へメール添付で送信します。
- ⑥ 必要な書類を揃え、母国の日本大使館または領事館に在留資格「留学」の申請をし、査証が発給されたら来日します。

別表：【大学による「在留資格認定証明書」代理申請 必要書類・対応等リスト（復学者用）】

青字・下線の書類にはリンクが貼られています

NO	必要書類・対応等	詳細
事前 手続	休学手続および 復学手続	【兵役休学者を除く全員】 ※兵役休学後に自己都合休学をした場合、復学手続は自身で行うこと。 ・休学手続：COE 申請時には休学承認済であることが必要なため、特に半期休学の場合は休学願提出期限にかかわらず早急に済ませておくこと。 ・復学手続：教務課からの指示に遅れることのないよう対応しておくこと
A	依頼フォーム入力	速やかに「在留資格認定証明書代理申請依頼」の フォーム に入力、送信すること。
B	「在留資格認定証明書交付申請書」 (証明写真貼り付け不要)	申請書記入例を参考にして、提出書類②申請人等作成用1-3を漏れなく入力作成し、Excelの形式でメール送信すること（後述の注意事項も確認すること） ※「申請人等作成用1-3」の項目のうち、入力不可の部分 4, 6, 15,17,18, 19,20,21 については、Excelの挿入→図形のところの○を挿入できる機能を使用すること。 ※「申請人等作成用1-3」の項目18は、申請を取り下げた場合も「有」を選択すること。不交付回数については、「就学」「留学」以外の在留資格による不交付歴も含み、回数を入力すること ※「申請人等作成用1-3」の項目28 (2) ④年収欄は、収入証明書に記載された発行日を基準に、指定サイトで換金レートを計算のうえ、日本円で入力すること。 ※経費支弁者が無職で年収がない場合は、年収欄を「年収 預金残高」と訂正し、預金残高証明書記載の発行日を基準に、年収欄同様に換算レートを計算のうえ、預金残高を日本円で入力すること。 ※住所や所在地は省略せずに、正確に入力すること。 例) 中国〇〇省〇〇市(県) ××号 ※「申請人等作成用1(裏)」「所属機関等作成1-2」は入力不要
C	パスポートのスキャンデータ	☐①旅券番号や生年月日、顔写真のページ 見開きでスキャンすること。（写真や文字が鮮明に写ったものを提出） ☐②(過去に来日したことがある場合のみ) 上陸許可証印および最新の出国・入国スタンプのあるページ ※パスポート更新済で、過去の証印などが古いパスポートにある場合は、古いパスポートについても①のデータを提出すること
D	証明写真撮影データ (申請書に貼付不要)	出入国在留管理庁指定の規格に沿った写真データ 以下のリンク先より確認 https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/photo_info_00002.html
E	復学を希望する理由書 (形式任意)	記入例を参考にして、印刷した場合に A4 サイズの用紙 1 枚におさまるよう、横書きで、復学を希望する理由を記載すること。まずは Word 形式のデータで送付し、国際センターでの添削を経て完成したら、自筆の署名、日付を入れ、スキャンした PDF カラーデータを送付すること。 【兵役による休学の場合】兵役期間および休学年度を明記すること 【休学以外に留年をしている場合】理由および休学年度を明記すること
F	休学理由を証明する 根拠資料	【病氣療養の場合】 医師の診断書・・・療養を要する期間が書いてあることが好ましい 【留学の場合】※下記すべて提出すること ☐①受入先機関の成績証明書・出欠席証明書 ☐②受入先機関の修了証明書(在籍期間明記) 【兵役による休学の場合】 兵役期間等を証明する書類。休学時に国際センターに提出済のため対応は不要。

		【病氣療養、留学、兵役以外の休学の場合】 その根拠資料を提出すること：(例)両親の介護、経済困窮のため本国で働いていた場合など
G-1	【学生本人以外の経費支弁者がいる場合】 在留中の経費支弁能力を証する文書	次の①から⑤のすべての書類を提出すること。(いずれも原本のデータ送付) ☐①経費支弁書 (所定用紙。2枚目に記入見本あり) ☐②経費支弁者と学生本人との関係を立証する資料 ・・・家族関係証明書、住民登録票、または戸籍謄本等 ☐③経費支弁者の預金残高証明書 ☐④経費支弁者の職業を立証する資料 ・・・在職証明書、自営業の場合は事業者登録証明書、課税証明書等 ☐⑤経費支弁者の収入を立証する資料 過去1年分の収入証明書、または過去1年分の納税(課税)証明書 <経費支弁者が日本に居住している場合> 次の⑥から⑧の書類も提出すること。 ☐⑥経費支弁者が日本に居住していることの証明書 ・・・在留カード(表と裏)のコピー、住民票 ☐⑦経費支弁者の源泉徴収票 ※最新のもの ☐⑧経費支弁者の確定申告書(控)のコピー ※最新のもの
G-2	【学生本人が経費を負担する場合】 在留中の経費支弁能力を証する文書	次の①から③すべての書類を提出すること。③は該当者のみ。 ☐①学生本人口座の預金残高証明書(原本) ☐②過去1年間の預金通帳の写し ☐③過去1年間の学生本人の収入または資産の額を証明する書類 ・・・アルバイトを1年以上している場合は源泉徴収票(原本)、収入がある場合は収入証明書、または両方
H	奨学金の給付に関する証明書等	奨学金の受給が決定している場合のみ ☐奨学金名称、金額等が確認できる書類 ・・・例：日本学生支援機構の学習奨励費の予約決定通知書
I	成績証明書 ※兵役休学者は対象外	【兵役以外の理由での休学の場合】 成績証明書 和文1通が必要。以下のリンク先より、手順に従ってオンラインにて申請すること。 各種証明書発行について(本学のウェブサイト) https://www.aoyama.ac.jp/procedure/certificate/ 「印刷先選択」にて学内印刷を選択すること。発行申込完了後、<u>登録したメールアドレス宛に届く「8桁の学内印刷番号」を速やかに国際センターまでメールで知らせること。</u> 学内印刷番号が届き次第、国際センターにて印刷する。 ※入管への提出書類は発行日から3ヵ月以内と定められているため、発行の申請時期に注意すること(申請時期の目安：前期復学の場合は10月以降/後期復学の場合は5月以降) ※<u>印刷期限は申請完了から7日間であり</u>、印刷期限を越えた場合は、再度証明書発行が必要となり費用も発生するので、十分に注意すること。
J	【対象国の学生のみ】 結核非発病証明書	入国前結核スクリーニング対象国(※)からの留学生は、対象国に所在する指定検診医療機関で診察および検査を受け、証明書を得心こと。 ※フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国 ※インドネシアについては、2027年1月初頭より運用開始 ※ミャンマー、中国については2026年10月現在、開始時期は未定 入国前結核スクリーニングの詳細、指定検診医療機関の案内は以下のリンク先より確認 https://jpets.mhlw.go.jp/jp/

※共通注意事項

1. 提出書類は必ず原本を用意し、原本のデータを国際センターに提出してください。データを印刷したもので申請したとしても、求められた場合には速やかに原本を提出できるよう準備、保管しておいてください。
2. 提出書類は申請日から**3か月以内**に作成されたもの、と定められています。大学で書類を受け付けてから提出するまで日数を要するため、期限まで余裕のある書類を提出してください。

（代理申請必要書類リストの表「J」については、有効期間は180日間（条件により90日間）です）

3. 日本語または英語記載でない書類には、別途日本語訳が必要です。原本と同じ形式で、別の用紙に翻訳を作成してください。

申請する復学予定者が翻訳しても構いませんが、日本語訳書類の余白部分に次の内容を必ず明記してください。

- ①翻訳日
- ②翻訳者氏名
- ③翻訳者の住所
- ④翻訳者の電話番号
- ⑤翻訳者の署名

日本語訳に基づいて審査されるため、誤訳があった場合は審査結果に影響を及ぼすことがあります。日本語の誤訳がないように十分に注意してください。

4. 各種証明書は、可能な限り証明書発行者の肩書き、氏名、発行機関の所在地、電話番号等の記載があるものを提出してください。
5. 戸籍簿や卒業証明書等、複数回発行することが可能な書類は、必ず上記2.にある通り、申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
6. 自ら作成する書類は、すべて印刷した場合にA4サイズ片面1枚以内となるように作成してください。
7. 表で案内した書類等以外に、地方出入国在留管理官署から追加資料の提出を求められる場合があります。
8. 戸口簿の写しを提出する場合は、世帯住所及び世帯構成員全員の身分事項や職業等について記載のあるページも含めて提出してください。
9. 代理申請必要書類リストの表「G」については、1～2のうち、別途指示するもの以外、ご自身に該当するものすべての書類を用意してください。
10. 提出できない書類がある場合には、提出できないことに係る理由書（任意の様式）を作成し、提出してください。

【問い合わせ先・書類データ送付先】

両キャンパス共通	
メール送信時：指定の件名で AOYAMA-mail アドレス (aoyama.ac.jp) より送信してください 件名：COE 学生番号 氏名（アルファベット） ※母国では AOYAMA-mail の使用が難しい場合、調査・確認フォーム（休学・退学時）で入力したアドレスを使用してください。	
国際センター事務取扱時間（授業期間中） 月～金 9:00～11:30, 12:30～17:00 土・日・祝日は除く	
青山キャンパス	相模原キャンパス
TEL. 03- 3409- 8462 Email international@aoyamagakuin.jp	TEL. 042-759-6034 Email agu_iec_sc@aoyamagakuin.jp

※記載情報は変更になる場合があります。ご了承ください。

以上